平成２２年（フ）第２１９３号
札幌市東区北27条東９丁目２番６号　マクセル３／100―25号
債務者　安部　茂雄
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２１１号
札幌市西区山の手７条８丁目６番３号　M16マンション505号
債務者　濱中　弘子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２１９号
札幌市厚別区厚別西２条４丁目３番15号
債務者　八幡　町子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２２６号
札幌市南区真駒内緑町１丁目１番20―208号
債務者　横内　真美（旧姓坂）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２３３号
札幌市清田区真栄３条２丁目２番70号　モリエール真栄Ａ―101号
債務者　中森　盛吾
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２７５号
札幌市豊平区平岸２条３丁目５番５―202号
債務者　伊能　路子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３０８号
札幌市西区西野６条７丁目７番14号　ヴィラレインボウ203号
債務者　佐藤　正男
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３０９号
札幌市西区西野６条７丁目７番14号　ヴィラレインボウ203号
債務者　佐藤　繁子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３３５号
札幌市中央区南７条西10丁目1027番地　シングルコート南７条Ａ―101号
債務者　早川　絵美
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３４０号
北海道千歳市桜木４丁目１番11号
債務者　加藤　泰男
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３４５号
札幌市清田区真栄４条１丁目１番５―403号
債務者　石井　梨恵
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３５６号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目７番１―902号
債務者　篠原　雅子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３６７号
札幌市中央区南13条西15丁目３番19号　コーポラスＰＡＰＡ202号
債務者　吉井いつ子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３７９号
札幌市東区北27条東17丁目２番５―201号
債務者　岡本　実千
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３８３号
札幌市豊平区月寒中央通４丁目３番18―101号
債務者　戸田　周治
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９号
北海道枝幸郡枝幸町北幸町1624番地18
債務者　能澤　圭子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第１１号
北海道名寄市東３条南１丁目10番地１
債務者　堀田　　久
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部